

漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準

令和 5 年 6 月 20 日付け水第 274 号
島根県農林水産部長通知

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 73 条第 2 項第 2 号に規定する地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者の判断基準について、「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和 2 年 6 月 30 日付け 2 水管第 499 号水産庁長官通知）及び「海区漁場計画の作成等について」（令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 57 号水産庁長官通知）を踏まえ、以下の場合において免許をすべき者を決定するための審査基準を定める。

- (1) 新規の漁業権である同一の個別漁業権について、複数の免許の申請があった場合
- (2) 類似漁業権である同一の個別漁業権について、複数の免許の申請があった場合であって、満了漁業権を有する者による申請がなかった場合

1 判断基準

申請者ごとに次の表に従って評価を行い、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者を総合的に判断する。

【評価の方法】

| 評価項目 | 評価のポイント |
|-------------------|--|
| 漁業生産の増大 | <ul style="list-style-type: none">・ 安定的な漁業生産が見込まれるか。・ 当該漁業の経験・実績等（試験を含む。）があるか。・ 良好な漁場環境の維持が見込まれるか。 |
| 漁業所得の向上 | <ul style="list-style-type: none">・ 事業化の目途が立っており、安定的な収入が期待できるか。・ 生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための取組が検討されているか。 |
| 就業機会の確保・拡大 | <ul style="list-style-type: none">・ 漁業従事者の雇用計画が定められており、就業機会の確保・拡大に資するものとなっているか。 |
| 地域の漁業者との調和的発展 | <ul style="list-style-type: none">・ 地元漁業関係者との調整が図られているか。・ 特に当該漁場の区域に団体漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者との調整が図られているか。 |
| 地元の水産物流通・加工に与える影響 | <ul style="list-style-type: none">・ 生産物の販売計画等が定められており、その内容が地元の水産物卸売業、水産食品製造業、飲食店等、水産物の流通・加工に寄与するものとなっているか。 |

2 漁業の免許の申請書に添付する事業計画書について

満了漁業権を有する者以外の者が個別漁業権の免許申請をする際に添付する漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 25 条第 2 項第 3 号に規定する事業計画書には、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保・拡大など新たな漁業権を有することとなった場合の計画を記載するものとする。

1 の評価に当たっては、当該事業計画書のほか、必要に応じて申請者へのヒアリングなどを行うものとする。